

市第 82 号議案 横浜市港湾施設使用条例の一部改正

1 改正の目的

港湾施設のうち特別会計に属する施設の使用料等について、消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市港湾施設使用条例を一部改正します。

2 対象施設及び改正内容

(1) 条例第 12 条（使用料）

対象施設	改正内容	
	改正前	改正後
上屋、上屋事務所など	（第 12 条当該各号に定める額 [*] に）	
	1.05 を乗じて得た額	1.08 を乗じて得た額

※参考：主な上屋使用料

- ・専用使用 1,098 円（1 月 1 平方メートルまでごとに）
- ・一般使用 38 円（1 日 1 平方メートルまでごとに）

(2) 条例第 17 条の 2（貸付料）

対象施設	改正内容	
	改正前	改正後
コンテナ上屋など	（1 月 1 平方メートルまでごとに）	
	525 円	540 円

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日（4 月 1 日以降の使用に係る使用料について適用します）